第二十条第三項	第七十三条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

ハ　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定める基準となる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第四項第二号ロ（附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の三十二
百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十
百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八
百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六
百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四
百九十万円以上二百万円未満	百分の二十二
二百万円以上二百十万円未満	百分の二十
二百十万円以上二百二十万円未満	百分の十八
二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の十六
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の十四
二百四十万円以上	百分の十三

第五条第三項中「特定納付費用額」の下に「（次項において「特定納付費用額」という。）」を加え、同条第四項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、同項第二号中「前項に規定する特定納付費用額（以下この号において「特定納付費用額」という。）」を「特定納付費用額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

附則第十五条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条の表附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロの項及び附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項の項中「附則第十三条の五の八第一項第一号」を「附則第十三条の八第一項第一号」に、「附則第十四条の七第一項第一号」を「附則第十四条の九第一項第一号」に改め、同表第五条第四項第二号イの項中「附則第十三条の五の八第一項第一号」を「附則第十三条の八第一項第一号」に、「附則第十三条の五の六第一号」を「附則第十三条の六第一号」に改め、同表第五条第四項第二号ロの項を次のように改める。

第五条第四項第二号ロ	ロ　特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	百五十万円未満	千分の百六十四
		百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
		百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
		百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
		百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
		百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
		二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
		二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
		二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
		二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
		二百四十万円以上	千分の百三十

附則第十三条の五の六第一号	ロ　特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	百五十万円未満	千分の百六十四
		百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
		百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
		百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
		百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
		百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
		二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
		二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
		二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
		二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
		二百四十万円以上	千分の百三十

附則第十三条の六第一号	ロ　特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額（以下このロにおいて「給付費相当額」という。）を控除した額）に係る特定割合　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる割合	(1)　給付費相当額（組合特定被保険者の数が定数に満たない組合の規定により読み替えられた第五条第三項第一号に掲げる額をいう。）を控除した額（以下この(1)において「控除後特定納付費用額」という。）が、組合特定被保険者一人当たり三万円に当該組合の組合被保険者の数を乗じて得た額（以下この(1)において「給付費相当額」という。）以下である場合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	百五十万円未満	千分の百六十四
			百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
			百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
			百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
			百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
			百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
		(2)　控除後特定納付費用額が給付費相当額を超える場合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	百五十万円未満	千分の百六十四
			百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
			百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
			百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
			百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
			百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
			二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
			二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
			二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
			二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
			二百四十万円以上	千分の百三十